

## 着ぐるみ貸出事業実施要項

### (目的)

第1条 この要項は、三田市観光協会会長（以下「会長」と言う。）がキッピー・ハッピー・はばタンの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」と言う。）の貸出を行うことにより、三田市観光大使としての広報宣伝活動の推進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 着ぐるみの貸出は、三田市、三田市観光協会会員を対象とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

### (借用手続き)

第3条 着ぐるみを借りる者（以下「借業者」と言う。）は、着ぐるみ借用申込書（様式1）を原則として借用日の1週間前までに会長に提出しなければならない。

### (貸出の許可)

第4条 会長は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を許可するものとする。

- (1) 三田市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 地域活動等の推進および法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (4) 営利目的の活動に利用するとき。
- (5) その他、会長が着ぐるみの利用について不相当と認めたとき。

### (借用期間)

第5条 着ぐるみの借用期間は、原則として使用する日と前後1日以内とする。ただし返却日が休日の場合は延期することができる。

### (借用仮予約)

第6条 着ぐるみの借用仮予約は、電話等で受け付けることができる。

### (使用料)

第7条 着ぐるみの使用料は1体あたり1,000円とする。ただし、三田市、三田市観光協会、学校・幼稚園・保育園行事および会長が特に認めたときはこの限りではない。

### (使用料の支払い)

第8条 使用料は持ち出し時に支払うものとする。持ち出し後、雨天等で使用できなかった場合も返金はしない。

(借用者の責務)

第9条 借用者は、着ぐるみの借用期間中は善良な管理を怠ってはならない。

- 2 借用者は、着ぐるみの一部又は全てを損傷し、又は滅失した場合は、直ちに会長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 借用者は、着ぐるみを故意又は過失により損傷し、又は滅失した場合は、損害を賠償しなければならない。ただし、会長が特にやむを得ない事情があると認めたときはこの限りではない。

(借用上の遵守事項)

第10条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、交換、貸付または担保してはならない。
- (2) 雨天時に屋外で利用しない。
- (3) 着ぐるみのキャラクター性を損なうような取り扱いをしない。
- (4) 火気および危険物の近辺で利用しない。
- (5) 利用期間を遵守する。
- (6) 申込書の記載通りに利用する。
- (7) その他、会長が特に付した借用条件に従って利用する。

(借用条件の変更、許可の取消、停止)

第11条 会長は、借用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはこの要項に違反したときは、貸出の許可を取消し、もしくは利用を停止することができるとともに、その借用者への貸出は1年間行わない。この場合、借用者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

(借用中の事故)

第12条 借用中の事故については、借用者の責任において処理しなければならない。

(返還)

第13条 借用者は借用期間終了後、着ぐるみチェック表(様式2)で確認し、会長に返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要項に定めるものもほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は平成21年7月1日から施行する。

平成24年4月1日一部改正